

尾張旭市監査公表第44号

令和8年4月30日付け尾張旭市監査公表第22号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年7月6日付け8税第277号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年7月30日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 芦 原 美佳子

総務部税務課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
個人の住民税は、市の処分により税額が確定する賦課課税方式となっており、調定（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条）の上、文書による納税の告知（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項）をするものである。 同課は、市県民税過年度分について、調定を決議（令和7年4月2日）するより前に、納税通知書を送付（同月1日）してしまっていた。 この点、個人の住民税の賦課における調定は、市が住民に対して公的に債権を確定させ徴収権を行使するための法的な意思決定という重要な意味を持っていること、納税通知書は調定された内容を住民に知らせるものであることから、調定を決議することなく納税通知書を送付するのは、著しく不適切である。 税を適切に賦課されたい。	指摘事項について、税の賦課における調定の重要性を改めて確認し理解するとともに、調定を決議した上で納税通知書を送付することを徹底し、再発防止に努める。
法第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。 しかしながら、電子申請郵便料受入金について、令和7年4月に納入の通知をしていたが、調定を決議したのはその後	指摘事項については、調定を決議した上で納入通知を行うよう、課内で事務手順を周知徹底し、再発防止に努める。

日である同年５月１６日であった。 また、納税通知書送付用封筒広告掲載料についても、調定を決議することなく、令和７年１０月２３日に納入の通知をしていた。その後、調定を決議していないことに気が付き、令和８年２月に調定を決議していた。 適時適切に調定を決議されたい。	
令和７年度電子申告・国税連携システム保守委託（令和７年４月１日契約締結）の契約条項について、契約締結を伺う際の契約書案には記載されていなかった条項が、実際の契約書には追加されていた。 また、令和７年度電子申告・国税連携システム保守委託（令和７年１２月２６日契約締結）について、契約締結を伺う際の請書案に「尾張旭市業務委託契約約款」及び「特定個人情報取扱特記事項」を添付していないにもかかわらず、実際の請書には添付していた。なお、添付していた「尾張旭市業務委託契約約款」は、令和７年６月１日に一部改正される前のもの（令和４年４月１日一部改正時のもの）であった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、契約締結決裁に添付の契約書案と実際の契約書の内容や添付する書類に誤りがないか契約書の作成時に確認するとともに、市長印押印時にも複数職員で確認することにより再発防止に努める。
尾張旭市契約規則（昭和５３年尾張旭市規則第１９号。以下「契約規則」という。）第２８条第１項により、契約書には同項各号に掲げる事項を記載しなければならない（契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。）。 しかしながら、令和７年度電子申告・国税連携システムＡＳＰ・ＡＰＰ使用許諾の契約書には、同項第６号から第１１号までに掲げる事項（契約代金の支払又は受領の時期及び方法、権利義務の譲渡等の制限など）を記載していなかった。 契約事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図った。 今後、契約書について記載事項に漏れないようチェック体制を強化し、再発防止に努める。

固定資産税実地調査委託業務の契約締結伺いでは、契約規則第32条第3号（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき）に当たるとして契約保証金を免除する旨記載し、決裁を受けていた。一方、施行した契約書を見ると、何ら理由を示して伺うことのないまま、契約規則第32条第8号（前各号に掲げるもののほか、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき）により契約保証金を免除していた。 この点、契約締結伺い時と契約時に契約保証金免除の適用条文を異なったものとすることや、契約の相手方が適用しようとする同条各号に該当するかの検討がないにもかかわらず、契約保証金を免除することは、本契約に係る事務が著しく不適切であるといえる。 契約の保証の事務を適切に実施されたい。	指摘事項の件は、契約締結伺いで添付していた契約書案の契約保証金について、契約規則第32条第8号から決裁手続の中で第3号に訂正していたにも関わらず、データを訂正していなかったため、訂正前の内容で契約締結してしまったことによるものである。 今後、文書及びデータを同時に訂正することを徹底するとともに、市長印押印時には複数職員で確認することにより再発防止に努める。
尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第36条により、委託料について支出負担行為として整理する時期は、契約を締結するときとされている（単価契約及び1件の金額が50万円以下の支出負担行為で支出負担行為兼支出命令書によるものを除く。）。 しかしながら、固定資産税（家屋）評価支援業務委託（総価契約、契約額583,000円）について、支出負担行為を決議しないまま、令和8年1月19日付けで契約を締結していた。 会計事務を適切に実施されたい。	指摘事項について、課内で周知徹底を図った。 また、関係する契約については、支出負担行為書を契約締結伺いと兼ねた決裁とすることにより再発防止に努める。